

10月24日 事務次官等会議
10月25日 閣議
10月28日 公布(予定)

平成17年10月
内閣府

「平成17年9月1日から同月8日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」について

激甚災害名

「平成17年9月1日から同月8日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」

8月29日21時にマリアナ諸島付近の海上で発生した台風第14号は、西に進みながら大型で非常に強い勢力に発達し、沖の鳥島付近から日本の南海上を北北西に進んだ。

9月4日には、大東島地方や奄美地方が風速25メートル以上の暴風域に入った。その後進路を次第に北よりに変えて九州の南海上に接近、広い暴風域を維持したままさらに九州地方の西岸に沿って北上した。

6日13時頃熊本県天草下島を通過し、同日14時過ぎに長崎県諫早市付近に上陸した後、九州地方北部を通過し、同日夜には山陰沖に抜け、速度を速めながら日本海を北東に進んだ。8日朝には北海道北部に再上陸し、その後オホーツク海に抜け、同日15時には温帯低気圧となった。

台風第14号や前線の影響により、9月1日から8日にかけて各地で大雨となり、宮崎県では総雨量が1000ミリを超えた。また、台風の接近、上陸に伴い各地で暴風となった。

被害の発生状況

(1) 公共土木施設等関係(10/4現在) (単位:億円)

	公共土木施設	公立学校	児童福祉施設	公営住宅	老人ホーム	合計
査定見込額	1,093.6	11.0	1.7	0.8	0.7	1,107.8

(上記の他、生活保護施設0.3百万円、身体障害者更生援護支援施設4百万円、知的障害者更正施設等1.2百万円、感染症予防事業2.7百万円)

(2) 農地、農業用施設及び林道関係(10/3現在) (単位:億円)

	農地	農業用施設	林道	合計
査定見込額	65.0	83.1	118.2	266.3

(3) 農林水産業共同利用施設関係 被害見込額 1億円(9/29現在)

(4) 中小企業関係(10/4現在)

山口県(玖珂郡美川町)の被害推計報告額 4億1千万円以上

宮崎県(東諸県郡高岡町、東臼杵郡北方町、東臼杵郡諸塚村)

の被害推計報告額 19億9千万円以上

適用すべき措置の概要

1 激甚災害（本激）＜全国について適用＞

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等（以下「負担法等」という。）の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（70% 84%（全体平均、過去5年間の実績））

（2）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（84% 93%（農地、過去5年間の実績））

（3）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（20% 30～90%）

（4）公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）

公立社会教育施設災害復旧事業に対し2/3の補助を行う。

（5）私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）

私立学校施設災害復旧事業に対し1/2の補助を行う。

（6）市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）

市町村の行う感染症予防事業（消毒、ねずみ駆除等）の支弁について都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担する。（都道府県1/3 国2/3）

（7）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

2 局地激甚災害

<山口県玖珂郡美川町並びに宮崎県東諸県郡高岡町並びに東臼杵郡北方町及び諸塚村の区域に係る激甚災害について適用>

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条)

被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引き上げ及び保険料率の引き下げの特例措置を講ずる。

連絡先

内閣府政策統括官(防災担当)付

中山、宜保、及川

03-5253-2111(代)(51205・51210)

03-3501-5408

政令第 号

平成十七年九月一日から同月八日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十七年九月一日から同月八日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに山口県玖珂郡美川町並びに宮崎県東諸県郡高岡町並びに東臼杵郡北方町及び諸塚村の区域に係る激甚

災害にあつては、法第十二条に規定する措置

備考 上欄の暴風雨とは、平成十七年台風第十四号（同年八月二十九日に北緯十五度東経百五十二度十八分において台風となった熱帯低気圧で、同年九月八日に北緯四十七度二十四分東経百四十七度五十四分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。